

発議第 2 号

令和 8 年 6 月 29 日

糸魚川市議会議長 古畑 浩一 様

提 出 者 糸魚川市議会議員

阿部 裕和

賛 成 者 糸魚川市議会議員

渡辺 果一

「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・
義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元」に係る意見書

上記議案を糸魚川市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。



「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元」に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しています。また、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっており、教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準が2028年度までに35人に引き下げられます。今後は、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。また、4月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託の推進やスタッフ職の拡充のためには国・自治体での財政措置が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 学級編制標準の引下げを検討し、30人以下学級とすること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。
- 5 新規採用を持続的に確保すること。また、教職員が専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、処遇改善に必要な財政措置を講じること。
- 6 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

糸魚川市議会議長 古畑 浩一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣 様